

学校いじめ防止基本方針

令和7年4月
山武市立鳴浜小学校

1 いじめの定義

いじめ防止対策推進法第2条

- ・この法律において「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。
- ・この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚園部を除く。）をいう。
- ・この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童または、生徒をいう。
- ・この法律において「一定の人的関係」とは、家庭・学級・学校や部活動、学校外の塾、スポーツクラブ、児童が関わっている仲間や集団など、すべての人的関係をいう。
- ・この法律において「心理的又は物理的な影響を与える行為」とは、身体的な影響の他、金品をたかられる、物品を隠される、嫌なことを無理矢理させられる等のことをいう。

2 基本理念

- ・いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。学校はいじめを受けた児童の生命・心身の保護を優先する。
- ・いじめは、どの児童、どの学校でも起こりうるものであり、いじめの問題に全く無関係といえる児童はいない。学校はいじめ問題に関わる対象は全児童と考える。
- ・いじめの問題は、教職員等が一人で抱え込む問題ではなく、関係機関や地域と連携し、教職員が一丸となって組織的に対応する必要がある。

3 ◆基本姿勢◆

- | | |
|--|-----|
| ◇日常活動の充実を図り、全職員により計画的に実施する。 | ◇防止 |
| ◎いじめは、どこの学校でも、どの児童でも起こる | ◎発見 |
| ◎早期発見・早期対応が取り組みのカギとなる | |
| ○いじめは絶対許されない行為 | ○発生 |
| ○いじめを受けている児童を必ず守る
(いじめを受けている児童の立場になって指導・援助する) | |
| □いじめを受けている児童の日常生活・学習評価等の対応は随時検討する。 | □事後 |

4 ◆学校組織◆

- ア) 名称 いじめ防止対策委員会
- イ) 構成 ・校長・教頭・教務・生徒指導主任・学級担任・特別支援担任・養護教諭
・該当児童関係職員・教育相談担当・事務職員・(心の教室相談員) SC
- ウ) 役割 いじめ防止及びいじめ対策を行う。

5 ◆具体的な取組◆

ア) 日常的な業務について（いじめ未然防止につながる）

①わかる授業の実践（どのような授業をするのか）

- ・授業規律（発表の仕方・話の聞き方）
- ・板書計画（学習課題の明確化・導入・山場・まとめ）
- ・発言・発表の保障（学び・人権保障）
- ・主体的なとりくみ（教材・発問の工夫）
- ・ノート指導（学習記録・思考過程）

* 研究・研修担当から提案（鉛筆の持ち方・姿勢・板書の仕方を統一）。

②教職員の不適切な発言や体罰がいじめを助長することの理解を徹底する。

③児童活動の充実 *良好な人間関係づくりのために

- ・計画的な学級会活動（望ましい集団づくりをめざして）
4月 9月 1月、他必要に応じて
- ・班・グループ活動（班会議・日直・清掃等の活動）

- ・学級組織活動の正常化（一人一役）
- ・児童会活動の正常化（委員会一人一役）
- ・児童主体の児童集会の実施
- ・全体計画を作成する。

④道徳教育の充実（どのような内容項目の授業）

- ・道徳の授業の充実
- ・道徳の授業の公開（保護者の授業参観）
- ・インターネット等情報モラルの指導

⑤人権教育の実践

- ・人権教室
- ・日常生活において、いろいろな立場の人たちを敬い、大切に作る心の育成。
- ・県・市からのポスターの掲示

⑥情報共有（○職員間 △保護者 ◇地域）

- 連絡協議会（対策委員会）の定例化
- △PTA本部役員会（個人情報注意）
- △学校便り（個人情報注意）
- ◇学校評議委員会（個人情報注意）

イ) いじめ対策組織について

①対策委員会の設置 既存の組織を活用・専門家としては心の教室相談員で対応する

②対策委員会の役割

- ・情報共有→月例の生徒指導委員会
- ・職員による観察・指導方法について
（授業中の様子についての情報交換）
（休み時間の様子把握のための職員の動きの明示）
- ・児童会活動への支援・指導
- ・活動内容の検討や報告を丁寧に行える環境作り

ウ) いじめ未然防止について

ア) の項目に準ずる

エ) いじめの早期発見について

- ・一日の様子の変化を朝の会・昼休み・帰りの会のサイクルで観察する。
 - ・教育相談週間の実施（毎学期5月・10月・1月）
 - ・*「先生にそっと教えて」の入力。教育相談簿に面接の結果を出力
 - ・毎月の生徒指導振り返りアンケートの実施
 - ・教育相談箱の設置（常時）→保健室前に設置
 - ・相談窓口の周知（年度初め）
 - ・保護者との連携（学校便りでの発信及び個別対応）
 - ・SC、心の教室相談員との連携。
- 担当：教頭・養護教諭等

オ) いじめの相談・通報について

- ・校内相談窓口の掲示
- ・校外での事案についての相談窓口
- ・*いじめを認知した場合、データ入力をする。

カ) いじめを認知した場合の対応について

- ①対策委員会をできるだけ速やかに開催し、以下の内容を協議・整理する
- ・事実確認 役割担当を明確にし、正確な記録をとる
 - ・被害児童対応 守るという安心感を与える対応
 - ・加害児童対応 被害児童に圧力をかけさせない
 - ・周辺児童への指導 いじめとは何か人権について考えさせる
 - ・全児童への指導 いじめとは何か人権について考えさせる
 - ・被害保護者への説明と対応策の相談

- （隠蔽や虚偽の説明をしない。）
- ・加害保護者への説明と対応について
（隠蔽や虚偽の説明をしない。）
- ・全体保護者への説明について
（隠蔽や虚偽の説明をしない。）
- ・教育委員会への報告・相談
（隠蔽や虚偽の報告をしない。）
- ・関係機関への相談

②心のケア

- ・ＳＣ、心の教室相談員との連絡調整を担当者が行う。

③関係機関との連携

- ・市教委、警察への対応（校長・教頭）

キ）情報提供（誰が・どこへ・何で・行うか。窓口）

①職員の情報共有化（対策委員会→緊急職員会議開催）

②調査結果について被害児童及び保護者への説明

原則校長が行う。校長・教頭・教務・生徒指導主任・担任の５者で対応

③一般児童・保護者への説明

原則校長が行う。生徒指導主任・学級担任等で対応

④教育委員会への報告説明

校長が行う。

⑤マスコミ対応

教育委員会との連携のもと、窓口は教頭とし対応は校長が行う。

ク）指導（指導事項の整理、誰が、どのようにするのか）

①被害児童のケア

◎指導事項：基本方針に基づく

- ・誰が（担任・主任等）
- ・どのように（直接あうことを大原則とする）
- ・留意事項（基本姿勢に基づく）保護者の了承を得る。

②加害児童への指導

◎指導事項：基本方針に基づく

- ・誰が（担任・主任等）クラス内の際は、所属職員等
- ・どのように（直接あうことを大原則とする）
- ・留意事項（２次被害者としない・加害防止）

③特別指導の内規を児童、保護者に知らせる。

- ・内規→いじめを受けた児童へは、学習保障のための措置をする。
措置例：訪問指導、補習等
いじめを行った児童へは、学習保障の元、特別教室での対応を行う。
状況に改善が見られない場合は、法的措置〔出席停止〕もあることを示唆する。この措置を実行する場合は保護者への再説明をする。
- ・周知方法→年度当初に児童・保護者へ説明（４月中）
児童へは全校集会開催（始業式は避ける）
保護者へはＰＴＡ総会等
- ・留意事項→個人情報の扱いに留意する。
被害児童及び保護者の思いを前提とする。

④傍観者への指導

- ・指導方法 学級会・全校集会での説明者は同一

- ・保護者への周知 学校便りで周知
(学級通信は複数者の発信となり誤解を生じる)
臨時保護者会の開催
- ・留意事項 個人情報への扱いに留意する
学校の方針を明確に説明する。

ケ) 重大事態への対処

- ①重体事態とは
 ◎「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
 （児童生徒が自殺を企図した場合等）
 ◎「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」
 （年間３０日目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、速やかに調査する。）
 ＊「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったといふ申立てがあったとき」

- ②重大事態発生時の連絡体系
 発見者→担任→生徒指導主任→教頭→校長
 校長→市教委→市長
 市教委→東上総教育事務所→県教委

- ③重大事態発生時の初動
- ・対策委員会組織の招集（委員：他）
 - ・教育委員会への報告（校長・教頭）
 - ・教育委員会との連携（校長・教頭）
 - ・調査方法◎（被害者本人：聞き取りを複数職員で行う）
△（被害保護者：聞き取りを複数職員で行う）
◎（加害者本人：聞き取りを複数職員で行う）
△（加害保護者：聞き取りを複数職員で行う）
◎は必須 △は状況に応じて
 - ・警察への通報（市教委・校長・教頭）
 - ・関係機関との連携（市教委・校長・教頭）
- *調査にあたっては、調査組織の決定を含め教育委員会と相談をする。

コ) 公表・点検・評価

- ① ホームページ等で「学校いじめ防止基本方針」を示す。
- ② 学校評価の項目にいれる。
- ③ 学校評議委員会で報告・説明をする。
- ④ PTA総会等で年度結果と対応を報告・説明をする。
- ⑤ 対策委員会は、毎年度基本方針を見直しする。

◆いじめ防止対策委員会の組織の設置について◆

- ①上記の防止対策を中心に、計画的な実効性ある組織とする。
②発生時は、調査等の組織となる。
③PDCAサイクルの対象組織である。
(校長・教頭・教務・生徒指導主任・学級担任・特別支援担任・養護教諭・該当児童関係職員・教育相談コーディネーター・事務職員・心の教室相談員 SC)
＊組織の構成員は、対策委員会のメンバー